

補助金について（参考）

ご入園されますと、申請により区から補助金が支給されます。申請書は入園後、園を通して配布されます。下記の補助金一覧表は平成21年度世田谷区私立幼稚園補助金の場合です。こども園の「幼稚園機能を利用される方」もこの補助金の制度の対象となります。

補助金の概要

以下は、21年度の補助金の概要です。22年度金額等に変更が生じることがありますので参考としてお考え下さい。

（1）入園料補助金

園に入園し、入園料を納めた保護者

年額90,000円以内（園児1名につき、年度1回限り支給、所得制限はありません）

（2）保育料に対する補助金

保育料に対する補助金は、特別区（市町村）民税の税額により補助額が異なります。

下記保育料補助金一覧表を参照してください。（小学校1～3年生の兄妹がいない世帯の場合）

特別区（市町村）民税額	補助額		
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児（第3子以降）
非課税世帯または生活保護世帯	月額25,911円以内 （年額311,900円以内）	月額31,866円以内 （年額382,400円以内）	月額37,700円以内 （年額452,400円以内）
均等割額のみ課税世帯	月額22,891円以内 （年額274,700円以内）	月額30,366円以内 （年額364,400円以内）	月額37,700円以内 （年額452,400円以内）
所得割額が1～34,500円の世帯	月額18,866円以内 （年額226,400円以内）	月額29,200円以内 （年額350,400円以内）	月額37,700円以内 （年額452,400円以内）
所得割額が34,501～183,000円の世帯	月額15,683円以内 （年額188,200円以内）	月額27,516円以内 （年額330,200円以内）	月額37,100円以内 （年額445,200円以内）
所得割額が183,001～216,700円の世帯	月額9,400円以内 （年額112,800円以内）	月額12,000円以内 （年額144,000円以内）	月額12,000円以内 （年額144,000円以内）
所得割額が216,701円以上の世帯 住民税が未確定の世帯（税未申告の世帯）または、確認のできない世帯	月額7,000円以内 （年額84,000円以内）	月額7,000円以内 （年額84,000円以内）	月額7,000円以内 （年額84,000円以内）

表中の「均等割額」「所得割額」については『税額通知書・納税通知書』によります。

月額は参考額（年額を12で除した額）として記載しています。

年度途中で入園された方の保育料に対する補助金は上記の額と異なることがあります。

保育料に対する補助金は保護者が補助年度に園に納めた入園料・保育料の範囲内で支給されます。

保育料に対する補助金の金額は2つの補助制度「私立幼稚園等園児の保護者に対する補助金」「私立幼稚園就園奨励費補助金」による補助額を合算して算出しています。（所得割額が183,001円以上の世帯は、「私立幼稚園就園奨励費補助金」に該当しませんので「私立幼稚園等の保護者に対する補助金」のみの支給になります。）

小学校1～3年生の兄弟がいる世帯については、補助金額が異なります。

税額は世帯分を合算した額で判定します。

世帯の税額の確定には、所得のない方も含め、全世帯員（被扶養者となっている場合は除く）の、住民税の申告が必要です。